

国立大学附属病院における診療情報
の提供等に関する指針（ガイドライン）
第2版

平成18年 1月

国立大学附属病院長会議

はじめに

国立大学附属病院長会議（以下「病院長会議」という。）では、平成 11 年 2 月に「国立大学附属病院における診療情報の提供に関する指針（ガイドライン）」（以下「国立大学病院指針」という。）を作成し、各国立大学病院では、この国立大学病院指針を基にして、これまで診療記録の開示を含む診療情報の提供を積極的に推進してきた。患者が死亡した場合の遺族に対する診療情報の提供については、この指針の中では扱われていなかったが、平成 13 年 6 月に同病院長会議から出された「医療事故防止のための安全管理体制の確立に向けて（提言）」を踏まえ、患者の診療経過に関する説明の一環として実施されてきた。しかし、これまで遺族への診療記録の開示に関しては、患者の生前の意思や名誉等の尊重や、広範な血縁者に影響を及ぼすような遺伝情報の取扱い等、慎重な対応が求められる事例も少なくなかった。

一方、個人情報の中でも最も慎重な取り扱いを要する患者の診療情報を取り巻く環境は、成年後見制度、情報公開法、個人情報保護法の施行などにより大きく変化した。中でも、平成 15 年 9 月には厚生労働省において「診療情報の提供等に関する指針」（以下、「指針」という。）が策定されており、遺族を含め診療記録の開示を求めうる者の範囲などが明示され、各都道府県知事を通じて各医療機関に対しこの指針の周知徹底、遵守の通知がなされたところである。

このような状況をうけ、病院長会議においてもこれまでの国立大学病院指針を見直し、第 2 版を作成した。各大学病院においては、本指針を参考にし、各病院の実状に応じて規程を整備するものとする。

国立大学附属病院における診療情報の提供等に関する指針（ガイドライン）

1. 目的

本指針は、インフォームド・コンセントの理念や個人情報保護の考え方を踏まえ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者及び病院長（以下「医療従事者等」という。）の重要な責務である診療情報の提供を、患者等へ適切に行えるようにするものである。医療従事者等が診療情報を積極的に患者等に提供することにより、患者等が疾病と診療内容を十分理解し、医療従事者等との良好な信頼関係とパートナーシップを築き、より質の高い開かれた医療を目指すことを目的とする。

2. 定義

- 「診療情報」とは、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者等が知り得た情報をいう。
- 「診療記録」とは、診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録又は保存された書類、画像等の記録をいう。
- 「診療情報の提供」とは、①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- 「診療記録の開示」とは、患者等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

3. 診療情報の提供に関する一般原則

- 医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めるものとする。
- 診療情報の提供は、①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により行うものとする。

4. 医療従事者等の守秘義務

- 医療従事者等は、患者の同意を得ずに、患者以外の者に対して診療情報の提供を行うことは、医療従事者等の守秘義務に反し、法律上の規定がある場合を除き認められないことに留意するものとする。

5. 診療記録の正確性の確保

- 医療従事者等は、適正な医療を提供するため、診療記録を正確かつ最新の内容に保

つよう努めるものとする。

- 診療上必要な診療記録の追加や訂正は、それを行った者、内容、日時等が分かるように行うものとする。

6. 診療中の診療情報の提供

- 医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明するものとする。
 - ①現在の症状及び診断病名
 - ②予後
 - ③処置及び治療の方針
 - ④処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
 - ⑤代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失
 - ⑥手術・麻酔や侵襲的な検査・処置等を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
 - ⑦治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容
- 医療従事者は、患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重するものとする。
- 患者が未成年者等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対してなされるものとする。

7. 診療記録の開示

(1) 診療記録の開示に関する原則

- 医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則として職員の立会いのもとにこれに応じるものとする。
- 診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、医療従事者等は、できる限り速やかにこれに応じるものとする。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

(2) 診療記録の開示を求め得る者

- 診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が患者に代わって開示を求めることができるものとする。
 - ①患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
 - ②診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人^{注1)}

注1) 本項の任意後見人とは「任意後見契約に関する法律」に基づき後見人になった者をいう。任意後見人の代理権の有無は、「登記事項証明書」によって確認することとする。

③患者本人から代理権を与えられた親族^{注2)}及びこれに準ずる者

注2) 親族の代理権は、委任状をもって確認することとする。

④患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

(3) 診療記録の開示に関する手続

○ 病院長は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めるものとする。

①診療記録の開示を求めようとする者は、書面（申請書）により病院長に申請するものとする。なお、患者等の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切である。

②申請者は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明するものとする。

③病院長は、当該患者に関係する診療科等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申請者に通知するものとする。

④なお、診療記録の開示に関する問題が生じた場合には、院内に診療情報の提供に関する委員会等を開催し、公平かつ慎重に検討した上で速やかに決定するものとする。

⑤病院長は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定するものとする。

(4) 診療記録の開示に要する費用

○ 病院長は、申請者から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。その費用については、各国立大学法人が定めるものとする。

8. 診療情報の提供を拒み得る場合

○ 医療従事者等は、診療情報の提供が次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができる。個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。

①診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき

②診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

〈①に該当することが想定され得る事例〉

・患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者等に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合

〈②に該当することが想定され得る事例〉

・症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

○ 医療従事者等は、診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則と

して、申請者に対して文書によりその理由を示さなければならない。また、苦情処理の体制についても併せて説明するものとする。

9. 遺族に対する診療情報の提供

- 医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供するものとする。
- 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、3、7の(1)、(3)及び(4)並びに8の定めを準用する。ただし、診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む)とする。
- 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重するものとする。

10. 他の医療従事者からの求めによる診療情報の提供

- 医療従事者は、患者の診療のため必要がある場合には、患者の同意を得て、その患者を診療した又は現に診療している他の医療従事者に対して、診療情報の提供を求めることができる。
- 診療情報の提供の求めを受けた医療従事者は、患者の同意を確認した上で、診療情報を提供するものとする。

11. 診療情報の提供に関する苦情処理

- 病院長は、診療情報の提供に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 病院長は、院内に設置されている患者相談窓口や個人情報の取扱いに関する相談窓口等を通じて、また都道府県等が設置する医療安全支援センターや医師会が設置する苦情処理機関を活用するなどして、診療情報の提供に関する苦情処理の体制を整備するものとする。

12. 診療情報の提供に関する規程の整備

- 病院長は、診療記録の開示手続等を定めた診療情報の提供に関する規程を整備し、苦情処理体制も含めて、院内掲示を行うなど、患者に対しての周知徹底を図るものとする。

13. 診療情報の提供に向けた環境整備

- (1) 病院は、医療従事者等と患者等の信頼関係の構築を図るために欠かせない、コミュニケーション、インフォームド・コンセント等、診療情報の提供に必要な知識及びコミュニケーション技術に関する体系的な教育の充実を図るとともに、診療記録の記載

方法及び使用語等の標準化を図り質の向上を目指すものとする。

(2) 病院は、診療情報の提供を円滑に行うため、診療記録の管理・保管を専門的に行う職員（診療情報管理士等）が必要であることから、人的要員の確保に努めるものとする。

(3) 診療情報の電子化は、医療従事者等と患者等による診療情報の共有を容易にし、疾病管理に積極的に活用できるばかりでなく、診療情報の効率的な保管・管理、医療機関相互の連携を可能とする等、医療の質の向上に欠かせないものであることから、今後一層推進していくものとする。なお、その際、個人情報保護については特段の配慮を行うものとする。

14. その他

今後も本指針の運用上の問題点を把握し、適宜見直しをしていくものとする。

国立大学医学部附属病院長会議常置委員会
広報問題検討小委員会委員

里見 進 東北大学医学部附属病院長

齋藤 康 千葉大学医学部附属病院長

永井 良三 東京大学医学部附属病院長

井口 昭久 名古屋大学医学部附属病院長

内山 卓 京都大学医学部附属病院長

(委員長) 荻原 俊男 大阪大学医学部附属病院長

水田 祥代 九州大学病院長

国立大学医学部附属病院長会議常置委員会
広報問題検討小委員会
「診療情報の提供に関する指針（ガイドライン）見直しワーキンググループ」

児玉安司	弁護士・東京大学寄附講座教員 大学院医学系研究科客員教授
上田裕一	名古屋大学医学部附属病院 医療安全管理部長・教授
長瀬啓介	京都大学医学部附属病院医療情報部助教授
石川澄	広島大学病院医療情報部長・教授
大石茂博	九州大学病院医療管理課長
(座長) 武田裕	大阪大学医学部附属病院医療情報部長・教授
中島和江	大阪大学医学部附属病院 中央クオリティマネジメント部副部長・病院教授
森崎市治郎	大阪大学歯学部附属病院副病院長・教授
(オブザーバー) 神田和明	文部科学省高等教育局医学教育課 大学病院支援室室長補佐